

建築主の皆さまへ

～6月1日から建築確認の申請手続きが変わりました～

青森県県土整備部建築住宅課

構造計算適合性判定制度を導入した平成18年の改正以来、約8年ぶりに建築基準法が改正されました。今回の改正では、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用認定制度の民間開放など、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

これら建築確認の申請手続き等の変更は、平成27年6月1日から施行されます。

建築確認は建築物の安全を確保するための重要な手続きで、直接には設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われませんが、これらの手続きが円滑に行われるためには、建築主の皆さまの理解が必要不可欠です。

1. 法改正の概要

(1) 建築主が構造計算適合性判定を直接申請するようになります。

・今までは、建築確認の申請に構造計算適合性判定の書類を添付し、建築主事等から指定構造計算適合性判定機関等へ適判を求めていましたが、6月1日以降は建築主が建築確認とは別に構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに改められました。これにより、建築主は、判定終了後、建築主事等に適合判定通知書等を提出することになります。適合判定通知書等がなければ確認済証が交付されないので注意が必要です。

(2) 構造計算適合性判定の対象が合理化されます。

・構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える建築主事・確認検査員が在籍し、当該建築主事・確認検査員が審査を行う特定行政庁又は指定確認検査機関に確認申請する場合、比較的容易である許容応力度等計算（ルート2）については、構造計算適合性判定の対象外となります。

現在、青森県内の特定行政庁として、青森市、弘前市、八戸市及び各地域県民局（東青・中南・三八・西北・上北・下北）で建築確認の審査を行っていますが、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者がいないことから、各地域県民局で比較的容易である許容応力度等計算（ルート2）の建築確認の審査を受ける場合は、確認申請のほかに指定構造計算適合性判定機関へ「適判申請」をし、適合判定通知書を各地域県民局建築主事あてに提出する必要があります。

(3) 構造計算適合性判定の申請図書が簡素化されます。

・これまでは、建築確認の審査時に構造計算適合性判定用の書類も建築主事等に提出していたので、各地域県民局で建築確認の審査を受ける場合は、確認申請書を4部（正1部・副3部）提出していましたが、構造計算適合性判定が建築確認の審査と分離されたことにより、3部（正1部・副2部）となります。

また、構造計算適合性判定に要する図書・書類については、意匠図、構造図及び構造計算書等となり、申請図書等が簡素化されます。

(4) 指定確認検査機関においても仮使用の手続きが可能となります。

- ・仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上・避難上の基準を定め、指定確認検査機関・建築主事が当該基準に適合すると認めたときは仮使用できるようになります。これにより、確認検査の一連の手続きを指定確認検査機関で実施することも可能となり、手続きの円滑化がはかられます。

※注意

- ・(2) 及び (4) については、審査を受付している確認検査機関と受付していない確認検査機関がありますので、建築確認の審査を依頼する前に、提出先の確認検査機関と打合せをするようお願いします。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会より発行されているパンフレットを添付しますので、参考として下さい。 